

マージン率などの情報について

社会福祉法人 信隆会
スタッフプール板橋

労働者派遣法第23条 第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(記)

1. 労働者派遣の実績およびマージン率

派遣労働者数	15人（令和6年6月1日付25名）
派遣先事業所数（実数）	8件
労働者派遣に関する料金の平均額	18,070円（1日8時間当たりの平均）
派遣労働者の賃金の額の平均額	12,773円（1日8時間当たりの平均）
マージン率	29.7%

※ マージン率：労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

2. 派遣労働者(介護職等)のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
介助に必要な技術	未経験採用者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
コミュニケーション力強化研修	採用後1年経過者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
若手職員フォローアップ研修	採用後2年経過者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
後輩指導力養成研修	採用後3年経過者	OJT	弊社	無償	有給	8時間

キャリアコンサルティングの相談窓口：派遣・紹介担当 渡辺秀人 TEL. 03-3933-3900

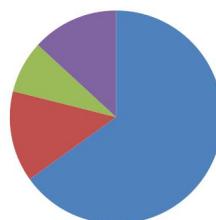
3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率=労働者派遣料金平均額①-派遣労働者の賃金平均額②/労働者派遣料金の平均額

【マージン率等の内訳】

【マージン率 29.7%】

- スタッフ賃金（含交通費実費）
- 法定福利費（労働・社会保険等）
- 教育訓練費等
- 運営費等



参考) 当法人マージン率に含まれるもの

③	法定福利費	事業主が負担する健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料
④	年次有給休暇	年次有給休暇取得時にかかる賃金（事業主負担）
⑤	教育訓練費等	教育訓練に資する為にかかった諸経費
⑥	法人運営費	健康保険診断費、就業管理費、営業費、募集採用費等
⑦	営業利益	派遣料金から賃金と上記諸経費を差し引いた利益 ⑦=①-②-③-④-⑤-⑥

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している（有効期間終期：令和7年3月31日）
 - ・協定労働者の範囲（看護助手＜介護福祉士＞及び介護職員）

以上